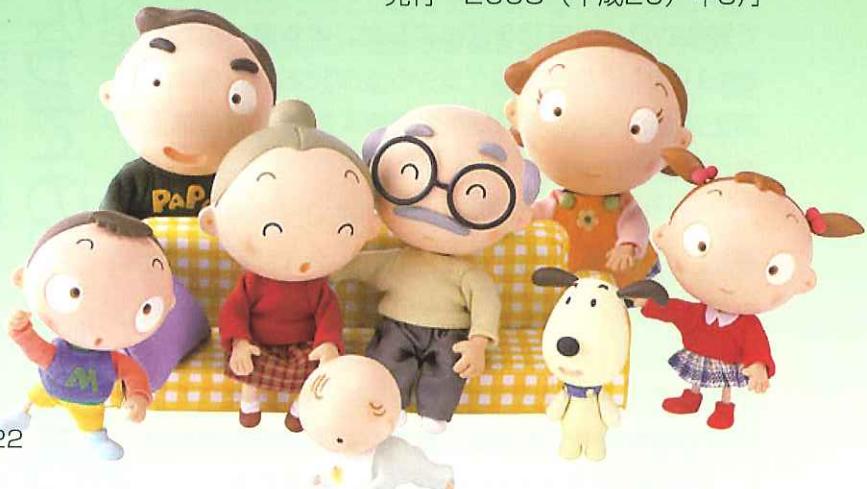


Vol.1

静岡県弁護士会通信

発行 2008(平成20)年3月

裁判
弁護士をもっと
身近な存在に



静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522
ホームページ www.s-bengoshikai.com/



御挨拶



杉本 喜三郎

弁護士は法律事務の専門家です。法律問題が発生したときは、まずは、弁護士に相談する。それが法律問題解決の早道であると自負しています。しかるに、「弁護士には相談しにくい」とも言われています。知り合いに弁護士がないとか、報酬が高そうだとか。これまで広告宣伝について弁護士があまり熱心でなかったこともあり、市民や企業の皆様に対し弁護士の顔（活動）が見えていないとしたら誠に残念なことです。また、社会の変化が急激である今日、新たな法律問題も発生しておりますが、市民や企業の皆様の様々な法的需要に応えることができるよう、弁護士業務の改革改善も急務であり、弁護士は日々研鑽に努めています。

さて、静岡県弁護士会では、この度、広報誌を発刊し、会員の活動を市民や企業の皆様に対し広報することと致しました。会員は、訴訟・調停などの業務のほか、法律相談をはじめ、あっせん・仲裁、消費者相談、債務整理、高齢者・障害者相談、国選弁護人・国選付添人、当番弁護士、犯罪被害者支援、基本的人権擁護など様々な分野で活動しています。

現在、司法の分野では、『法の支配』を国の隅々まで行き渡らせることを理念とした司法制度改革が進行していますが、この広報誌が地域における弁護士へのアクセス障害を解消し、市民や企業の皆様と弁護士会・弁護士とを繋ぐ一助となれば幸いです。

平成20年度静岡県弁護士会会長に2月22日の静岡県弁護士会臨時総会において選任されました。

昨年度は日本弁護士連合会主催の人権大会が浜松市で開催され、大成功を収めました。本年度は引き続き11月21日静岡市のグランシップにおいて日本弁護士連合会主催の第69回民事介入暴力対策静岡大会が開催されます。

思い起こしますと、昭和62年6月20日当暴力団事務所の排除を標榜する住民運動の弁護団団長であった三井義廣会員が暴漢に刺されるという事件が発生し、6月21日には暴力団の根絶に全力を尽くす所存であるとの県弁会長声明を、7月8日に県弁の臨時総会を開催し、あらゆる暴力及び違法行為と対決し、その排除に全力を傾注するとの宣言をしました。そして、同年9月19日は日本弁護士連合会主催の第19回日弁連民事暴力対策浜松拡大委員会が「暴力団事務所問題を考える」をテーマに開催されました。しかし、現在も暴力団抗争から一般市民が脅かされる状態が根絶したとはいえない。今回は「暴力団等から不当な経済的利益の剥奪」というテーマにて開催されます。開催地の弁護士会としては昨年の人権大会同様実りある大会にしたいと思います。

また裁判員裁判が来年度実施されます。これまで、県弁護士会では各支部毎に模擬裁判、模擬評議、出前講座を開催してきましたが、来年度実施に向け、更に参加型の弁論技術研修を実施し、市民に対しては公民館、教育機関などの出前講座の実施等を行い、裁判員裁判の理解を深める努力をしたいと思います。

会長就任にあたつてのあいさつ



青島 伸雄

日本司法支援センター（法テラス）が一昨年の10月に業務を開始しましたが、

- (1) 日弁連自主事業の司法支援センターの一括委託に関する対応整備
- (2) 国選弁護の報酬基準に関する改善要求
- (3) 法律扶助事件の申請促進の対策等司法支援センター対応検討委員会を中心に進めて行きたいと考えます。

市民からの弁護士へのアクセスを容易にするため、弁護士会の広報活動の充実対応策を検討する必要があります。

将来予想される東海地震を含め、災害が発生した場合直ちに対処できるような災害対策担当組織を立ち上げいかなければならないと考えています。又、中学生、高校生を対象として法教育を積極的に実践していきたいと思います。

「親しみやすい弁護士」のイメージポスターができました

このポスターは、浜松市にある静岡文化芸術大学の学生に「親しみやすい弁護士」というテーマでイメージポスターとして制作依頼し、コンペの結果、採用された村松明美さんの作品です。学生にとっては、弁護士のイメージは「誠実」「正義」等のイメージは既に固まっている様子でしたが、「親しみやすい」というイメージではなく、イメージポスターとして表現することは、思った以上に難しかったようで、当初作品が集まらず、指導していただいた宮内博実教授には、大変なご苦労をお掛けしました。

学生や市民にとって「親しみやすい弁護士」

がパッとイメージできるように、広報や仕事において不断の努力することが大切だと思います。

採用された村松明美さんの作品は、ひまわりバッヂが、みんなを暖かく護るというイメージがかわいらしく表現されており、審査会では好評でした。

来期からは、宮内教授の指導のもと、静岡文化芸術大学の授業の中で、毎年制作して頂けるようになりましたので、毎年どのようなポスターができるか楽しみにしてください。

お気軽にご相談ください！
身近で頼れる弁護士



静岡県弁護士会

静岡支部 054-252-0008 浜松支部 053-455-3009 沼津支部 055-931-1848

デザイン
静岡文化芸術大学 村松明美

多くの人は、医者と弁護士を並べて考えているようです。たとえば、医者と弁護士を友人に持つと心強いとか、時には、どちらも「悪徳」という形容付きで呼ばれたりします。医者と弁護士はどちらも人間が困った時に必要とされる職業ですが、高度の専門性を有していて国家資格が定められている点が他の職業と異なりますから、2つ並べて考えることは正しい見方と言えるでしょう。現在進行中の司法改革でも、弁護士を「社会生活上の医師」と位置付けています。

しかしながら、毎日従事する仕事の内容は大きく異なっています。弁護士が依頼者の相談を聞き、書類を作成し、裁判所で訴訟活動をするのに対し、医者は患者の診療という医療行為を行います。弁護士が法律上の権利・義務の主体としての人間を対象としているとすれば、医者はもっと生身の生物としての人間を対象としているのです。この意味で、弁護士の仕事は、血を見る事はありませんから、医者より楽かも知れませんね。そこから、さらに言えば、弁護士は人間と人間の争いがある場合にどちらかに加勢するのに対し、医者は人間と自然（病原菌等）との闘いにおいて常に人間に加勢するのが仕事だということになります。弁護士の仕事は、自分が勝てば相手が負け、相手が勝

てば自分が負けるという関係にあります。したがって、自分の仕事により、全ての人間が喜んでくれるということはありません。この点、医者の仕事が成功して、患者が健康を回復すると全ての人間が喜んでくれるのとは、様相が違います。弁護士から見て、医者の仕事がうらやましいのはこのことですね。

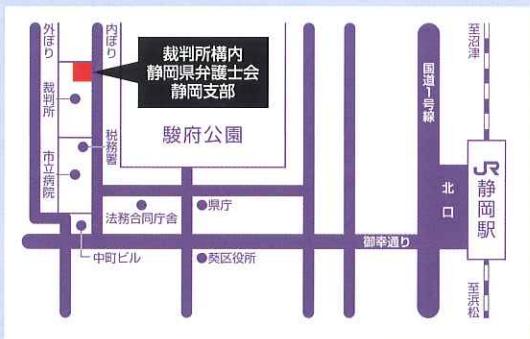
このように、医者と弁護士の仕事の内容は異なるのですが、仕事に対する取組みにおいて、高度の倫理性が求められているという点は共通しています。医者が崇高な生命倫理に従うと共に弁護士も人権の擁護と社会正義の実現という使命を負うのです。専門的な知識・技能はそれだけで人間社会に有用なのではなく、高度の倫理性に支えられて、初めて役に立つものになるのです。そして、仕事の専門性が高くなればなるほど、高度の倫理性が求められる関係にあります。医者と弁護士が「悪徳」の形容付きで呼ばれることがあるのは、社会が両者に高度の倫理性を期待していることの裏返しの表現と見るべきでしょう。

社会全体に経済の論理が幅を利かし、「偽」という漢字によって象徴される昨今の世相ですが、医者も弁護士もプロフェッショナルの自覚と矜持を持って、仕事に取り組みたいものです。

医者と 弁護士と倫理



片桐一成



静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

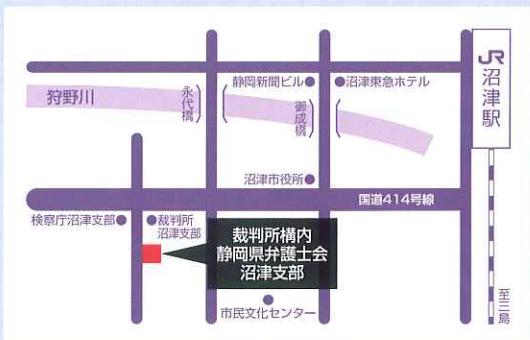


裁判員マンガ「裁判員になりました」が日本弁護士連合会のホームページで、1部100円で購入可能です。



浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009



沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848

各種法律相談のご紹介

静岡県弁護士会では、各種の法律相談を行なっております。いずれの相談も予約制となっております。弁護士会各支部にお電話でご予約の上、お越し下さい。

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日のみ 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付
毎週水曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部・沼津支部は一般法律相談と同一の時間
- 浜松支部 毎週火・木曜日のみ午後1時～5時

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の
借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 每週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～5時

債務整理着手金1件2万円から。費用は、分割払いも含め個々の弁護士に相談してください。過払い請求で実質負担がない場合もあります。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 每週木曜日 午後1時～4時

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 //

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたの家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、有料となります。弁護の依頼も受けます。資力の乏しい方は、民事法律扶助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の立替を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

午前9時～12時、午後1時～4時30分

当番弁護士・付添人についてのみ、土日・祝日、時間外には、留守番電話による受付をします。